

名護市道路維持管理整備プログラム策定業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、維持修繕の内容や頻度、優先枠を体系化し、計画的な点検及び維持管理を実施するための策定業務である。

名護市道路維持管理整備プログラムは、名護市道路整備プログラムと整合を図りつつ、市道の維持管理を限られた財源の中で効率的及び効果的に実施するため、各道路の現状を把握し、優先的に整備すべき路線を抽出することで道路維持管理における透明性及び公平性、必要性を市民に明らかにすることを目的に策定するものである。

2 参加資格

- 名護市の入札指名人名簿に登録されていること
- 名護市から指名停止を受けている期間中でないこと

3 技術提案書及びプレゼンテーション

(1) 求める提案

名護市道路維持管理整備プログラムの目的は、「各道路の現状把握、優先整備路線選定の透明性・公平性・必要性の明示」である。技術提案書及びプレゼンテーションにおいては、本目的を踏まえ下記の項目に関するその具体的な実施方法の提案を求める。

- 評価手法の検討（評価方法等）
- 道路損傷状況の把握
- 道路維持管理整備プログラム策定

(2) 提出書類等

- 参加意思表明書（様式第2号）
- 申告書（様式第3号）及び裏付け資料
- 委託業務の執行体制と作業スケジュール（任意様式）
- 技術提案書（任意様式、A4版、単色・多色いずれも可、15頁以内、両面不可）
- 費用内訳書（任意様式、積算内訳含む）
 - 費用内訳については契約予算額[4,987,500円（税込み）]を超えないものとする。
 - 部数については、のみ10部、以外は1部

4 選定方法及び選定結果の通知

庁内委員で構成する「名護市道路維持管理整備プログラム策定業務プロポーザル選定委員会」において、提出された書類とプレゼンテーション及びヒアリングの結果を審査・配点し、第一位を選定する。

なお、プロポーザル参加者が6社以上となった場合は、1次審査（書類審査）により上位5社程度を選定し、2次審査によりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 選定基準

プロポーザル参加者が5社以下であった場合

提案者信頼度(25点)

内容	点数
道路維持管理整備計画関連業務の実績 (直近5年以内) 1	5業務以上 10点 3~4業務 5点 1~2業務 3点
その他計画策定業務の実績 (直近5年以内) 2	10業務以上 5点 5~9業務 3点 1~4業務 2点
予定管理技術者の保有資格	技術士 3 5点 RCCM 3 3点 技術管理者 4 2点
予定管理技術者の実績 (管理技術者以外の実績を除く)	道路維持管理整備計画関連業務実績 有り 5点 その他計画策定業務実績 有り 3点 なし 0点
<p>1 関連業務：国・県・市が発注した道路維持管理整備計画に関する調査業務、計画策定業務。ただし、個別路線計画は含まない。</p> <p>2 その他計画策定業務：1の業務以外の国・県・市が発注した計画策定業務。(例：道路整備計画、総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画など)ただし、都市施設の個別計画は含まない。</p> <p>3 技術士：建設部門、RCCM：都市及び地方計画部門、外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当またはRCCM相当との国土交通大臣認定を受けていること。</p> <p>4 建設コンサルタント技術管理者として国土交通大臣の認定を受けていること。</p>	

プレゼンテーション(75点)

内容	点数
3 <u>プレゼンテーション及びヒアリング</u> を実施	75点換算値 5
<p>5 プレゼンテーションの実施後、各委員が評価し算出された点数を75点満点の換算点数とする。 (例：各委員6人が50点満点にて採点し、A社250点、B社240点となった場合。)</p> <p>A社・・・$250 \div 300 \times 75 = 62.5$ B社・・・$240 \div 300 \times 75 = 60$</p>	

プロポーザル参加者が6社以上となった場合

1次審査・・・上記基準と同様。(ただし、上記については提案書の書類審査とする。)

2次審査(100点)

内容	点数
3 <u>プレゼンテーション及びヒアリング</u> を実施	100点換算値 5
<p>5 プレゼンテーションの実施後、各委員が評価し算出された点数を100点満点の換算点数とする。 (例：各委員6人が50点満点にて採点し、A社250点、B社240点となった場合。)</p> <p>A社・・・$250 \div 300 \times 100 = 83.3$ B社・・・$240 \div 300 \times 100 = 80$</p>	

(2) 選定結果の通知

選定の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。

5 プロポーザルの手続き等

(1) 質問書 (様式第 1 号) の提出

本業務に関して質疑がある場合には、質問書を提出。口頭による質問は不可。

提出期限：平成 24 年 10 月 10 日 (水) 午後 1 時まで

提出場所：事務局

提出方法：直接事務局へ持参、またはメール・FAX も可。

質問に対する回答については、全ての質問を取りまとめた後、名護市ホームページに掲載する。

(2) 参加意思表明書 (様式第 2 号) の提出

提出期限：平成 24 年 10 月 12 日 (金) 午後 5 時まで (当日消印有効)

提出場所：事務局

提出方法：直接事務局へ持参、または郵送とする。

参加意思表明書の提出がない場合は、プレゼンへの参加を認めない。

(3) 技術提案書、費用内訳書、申告書 (様式第 3 号) 及び裏付け資料、委託業務の執行体制と作業スケジュールの提出

提出期限：平成 24 年 10 月 12 日 (金) 午後 5 時まで (当日消印有効)

提出場所：事務局

提出方法：直接事務局へ持参、または郵送とする。

期限を超過し提出された書類は無効とし、提案者は失格とする。

提出すべき書類に不備があった場合、提案者は失格とする。

提出書類等に虚偽の記載があった場合、提案者は失格とする。

(4) プレゼンテーション

事前に提出した技術提案書の内容について説明。(15 分程度、プロジェクト使用可・事務局で用意)

プレゼン日時：平成 24 年 10 月 25 日を予定。(日時詳細はプレゼン参加者数が確定後、各社へ連絡)

提案者が 6 社以上となった場合、一次審査通過者のみ日時詳細を通知します。

6 委託契約について

原則として、「名護市道路維持管理整備プログラム策定業務プロポーザル選定委員会」で第一位に選定された者と委託内容に関する協議を行ない、契約を締結する。しかし、名護市と第一位の者との間で協議が整わず契約が締結できない場合は、次順位以降の者と順次繰り上げて、契約できるものとする。

7 委託業務の内容（最低限必要な事項）

1．対象路線の抽出

区長アンケート調査で抽出された路線、及び、過去5年間で修繕した路線の抽出
275路線(130km)を想定する。

なお、対象路線の抽出に係る区長アンケート調査及び過去5年間で修繕した路線の資料については、名護市より提供。

2．評価手法の検討

道路の評価指標、点数配分の設定

3．道路損傷状況の把握

対象路線の現地状況確認

沿道状況・関連計画などの整理

道路損傷現状の整理

4．道路維持管理整備プログラムの策定

個別箇所の評価点試算

概算工事の算出

道路維持管理整備プログラム策定

5．報告書作成及び打ち合わせ

技術提案書及びプレゼンテーションにおいて提案した内容を含む。

8 その他補足事項

選定結果は、プレゼンテーション実施後1週間以内を目途に通知する。

選定結果についての異議申し立ては受理しない。

提出された技術提案書等の書類は返却しない。

技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者負担とする。

技術提案書において使用する言語は日本語とする。

9 事務局（技術提案書提出先及び問い合わせ先）

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市 建設部 建設土木課 管理係 金城 裕樹

電話 0980 - 53 - 1212 内線 248

メール yuuki-k@city.nago.okinawa.jp